

広島県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十一年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
葵の園・安浦居宅介護支援事業所	安登やすらぎ苑居宅介護支援事業所	呉市安浦町安登西五丁目一番一九号	平成二〇年四月一日
J A尾道市ヘルパーステーションなごみ	J A尾道市訪問介護事業所	尾道市古浜町七番一九号	平成二〇年四月一日